

# 守っていますか？

# 自転車の交通ルール



「知らなかった」では  
すまされない!!

※実際の交通事故の写真ではありません

令和4年4月1日施行



**ヘルメット着用の努力義務**

自転車死亡事故の約6割が頭部に致命傷

栃木県自転車条例の制定

令和4年7月1日施行



**自転車保険加入の義務**

自転車事故の賠償額例:約9,500万円(H25神戸地裁)

※このほかにも、自転車の点検整備が努力義務とされています。



# 自転車の主なルール違反と罰則

ルール違反は  
犯罪です!

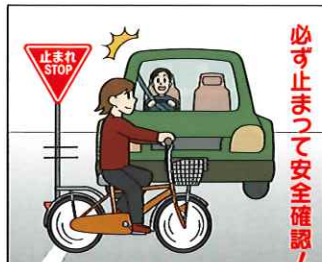


**STOP**



## 1 酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金



必ず止まって安全確認!

## 2 一時不停止

罰則 3月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金



## 3 信号無視

罰則 3月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金



## 4 しゃ断踏切立入り

罰則 3月以下の懲役又は  
5万円以下の罰金



## 5 無灯火

罰則 5万円以下の罰金



## 6 携帯電話使用

罰則 5万円以下の罰金



## 7 イヤホン使用

罰則 5万円以下の罰金

※周囲の音が聞こえない状態で運転してはいけません。



## 8 傘さし

罰則 5万円以下の罰金



## 9 ブレーキ不良

罰則 5万円以下の罰金



## 10 並進

罰則 2万円以下の罰金  
又は科料



## 11 二人乗り

罰則 2万円以下の罰金  
又は科料



## 12 歩行者の通行妨害

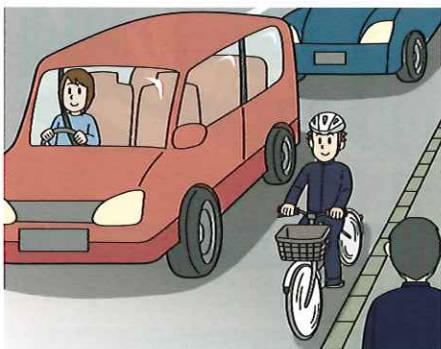
罰則 2万円以下の罰金  
又は科料



# 自転車の通行ルール

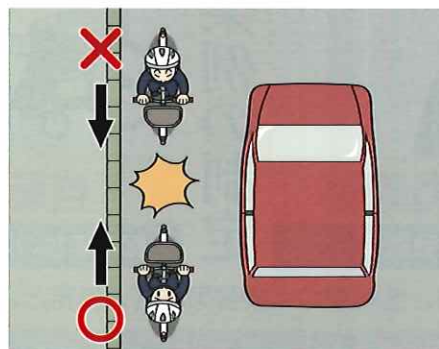


自転車通行可  
の標識



自転車は、車道が原則、歩道は例外

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



車道は左側を通行

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金  
(右側を通行した場合)



歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

罰則 2万円以下の罰金又は科料